

輸出入関係取扱品目分担一覧表(令和8年4月)

部	部別品目	類	類別品目	関税鑑査官								本関		船橋市川		川崎		大黒			本牧						
				渡部	松下	菌田	三枝	清水石	保坂	西川	柿岡	特別 通関 1,2	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2	通関 3	通関 1	通関 2	通関 3	通関 4	通関 5	通関 6
1	動物(生きているもの)及び動物性生産品	1~5	動物、肉、魚介類、酪農品																								
2	植物性生産品	6~14	野菜、穀物、採油用の種																								
3	動植物の油脂、調製食用油、ろう	15	同左																								
4	調製食料品、飲料、アルコール、たばこ	16~18	肉、魚又は甲殻類、砂糖菓子																								
		19~22	ミルク調製品、各種調製食料品																								
		23~24	たばこ																								
5	鉱物性生産品	25~27	塩、土石類、鉱石、鉱物油																								
6	化学工業の生産品	28	無機化学品																								
		29~32	有機化学品、医療用品、肥料																								
		33~34	精油、化粧品類、洗剤																								
		35~37	変性澱粉、火薬類、写真材料																								
		38	各種の化学工業生産品																								
7	プラスチック、ゴム	39~40	同左																								
8	皮革、毛皮、動物用装着具、旅行用具	41~43	同左																								
9	木材、コルク、組物材料製品	44~46	同左																								
10	木材パルプ、紙、板紙、及びその製品	47~49	同左																								
11	紡織用繊維及びその製品	50~60	繊維及びその製品																								
		61~63	衣類等																								
12	はき物、帽子、傘、羽毛製品、造花	64~67	同左																								
13	石、石綿、雲母、陶磁製品、ガラス	68~70	同左																								
14	貴石、貴金属、身辺細貨類、貨幣	71	同左																								
15	卑金属及びその製品	72~76	鉄鋼、銅、アルミ等及び製品																								
		78~81	鉛、亜鉛、すず及びその製品																								
		82~83	卑金属製品の工具、道具																								
16	機械類、電気機器、VTR、音声再生機	84	原子炉、ボイラー、機械類																								
		85	電気機器、VTR、音声再生機																								
17	車両、航空機、船舶及び輸送機器	86~89	同左																								
18	光学機器、写真用機器、医療用機器	90~92	同左																								
19	武器、銃砲弾	93	同左																								
20	雑品	94~95	同左																								
		96	同左																								
21	美術品、収集品及びこつとう	97	同左																								
		-	プラント貨物																								

注:大黒・通関第3部門及び本牧・通関第5部門は輸出専担部門になります。

注:次の署所については、分担区分はありません。

仙台塩釜、石巻、気仙沼、仙台空港、小名浜、相馬、福島空港、鹿島、日立、つくば、茨城空港、千葉、木更津、姉崎、銚子、横須賀、三崎、宇都宮、川崎外郵